

# 新型コロナワクチン 4回目接種のお知らせ

- 対象**
- ・60歳以上の方
  - ・基礎疾患がある方（18歳以上）
  - ・新型コロナ感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方（18歳以上）
  - ・医療従事者など（18歳以上）

## 接種券、基礎疾患がある方などは連絡を

**コールセンターへ連絡いただいた基礎疾患がある方や医療従事者など**に、3回目の接種から5ヵ月が経過する2週間前をめどに、接種券をお送りします。

▶接種会場 個別医院（要予約）  
▶使用ワクチン ファイザー社製

## 3回目・小児ワクチン接種も受け付け中

若い世代の3回目ワクチン接種は、3～5割台にとどまっています。**12歳以上対象の3回目接種や、5～11歳対象の小児ワクチン接種**も受け付けています。

▶接種会場 個別医院（要予約）  
▶使用ワクチン ファイザー社製（5～11歳は小児用）

## 接種証明書のコンビニ交付を開始 **要マイナカード**

コンビニエンスストア(セブン-イレブン)等で紙の「接種証明書」が取得できます。ただし、「海外渡航用の接種証明書」は事前に市役所窓口または、スマートフォンアプリでパスポート情報の登録が必要です。

▶利用可能時間  
午前6時30分～午後11時

▶手数料 1通120円



### 予約コールセンター

☎22-3300 FAX 22-3310  
(午前9時～午後5時) (受け付けは24時間)

※8月23日(火)現在。状況により変更することがあります。

# ご意見をお寄せください

パブリック・コメント

## 西脇市平和都市宣言

「都市宣言」とは、地方自治体が重要な課題などについて、自らの意思や主張、方針を明らかにするものです。

広島と長崎に原爆が投下され、今年で77年の歳月が経過しました。今を生きる私たちは、その悲惨さを人々の記憶に深く刻んでいかなければなりません。そして、今なお続くロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界平和と国際秩序の根幹を揺るがす、断じて許すことができない行為です。

西脇市は、市民一人一人が手を携え、「平和で安心なまち・西脇」を創造していくことを再確認する「西脇市平和都市宣言」を行います。宣言に当たり、市民の皆さんからご意見を募集します。

- ▶募集期間  
9月1日(木)～30日(金)
- ▶閲覧場所  
企画調整課・情報公開コーナー(市役所内)、図書館(みらいえ内)、市ホームページ
- ▶意見の提出方法  
任意の様式で持参、郵送、ファクスまたはメールで下記へ(住所・氏名や団体名、電話番号を明記)

- ▶意見の提出先・問合せ  
〒677-8511  
西脇市下戸田128-1  
西脇市企画調整課  
☎22-3111 (内線3033)  
FAX 22-1014  
✉kikaku@city.nishiwaki.lg.jp



# 医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

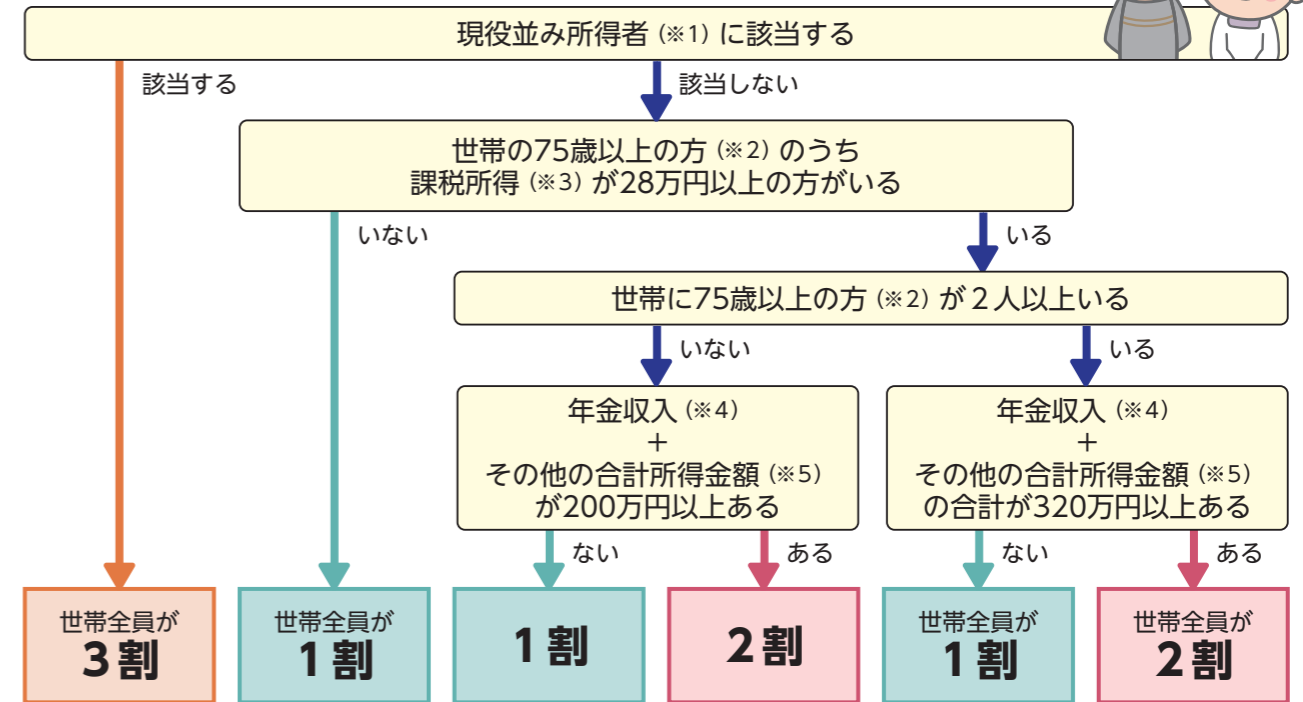
**対象**  
一定の所得がある  
**75歳以上**

※65～74歳で一定の障害があると認定された方を含む

10月1日から、後期高齢者医療制度に加入する方の病院窓口での負担割合が見直され、新たに「2割負担」が追加されます。負担割合は、次の流れに沿って決定します。

また、10月以降に病院を受診するときは、9月に届く新しい被保険者証をご利用ください。

▶問合せ 保険医療課(市役所内線1052・1053)  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
(☎078-326-2612)



(※1) 課税所得が145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方

(※2) 65～74歳で一定の障害があると認定された方を含む

(※3) 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)

(※4) 「年金収入」に遺族年金や障害年金は含まず

(※5) 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

## (¥) 自己負担限度額も変わります (¥)

窓口負担割合の変更に伴って、10月から自己負担額も変更されます＝右表。

- (※1) 後期高齢者医療制度で、過去1年間に世帯で3回以上高額療養費の支給がある場合の4回目からの額
- (※2) 1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の合計額の年間上限額は、144,000円

所得区分	一部負担金の割合	外来(個人)	入院(個人)または世帯合算
現役並み所得者3	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円] (※1)	57,600円(※1) [44,400円]
現役並み所得者2		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円] (※1)	
現役並み所得者1		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円] (※1)	
一般2	2割	18,000円または6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の低い金額を適用(※2)	57,600円(※1) [44,400円]
一般1	1割	18,000円(※2)	
低所得2		8,000円	
低所得1	1割	8,000円	15,000円